

平成22年11月29日（月）

於：農林水產省 8階 水產庁中央會議室

水產政策審議会

第24回漁港漁場整備分科會議事錄

水產庁

目 次

1. 開会	1
2. 委員出欠状況報告	1
3. 水産庁漁港漁場整備部長あいさつ	1
4. 配付資料確認	3
5. 議事	
(1) 審議事項	4
諮詢第185号 漁港の区域の認可について	4
諮詢第186号 行政不服審査請求について	9
諮詢第187号 行政不服審査請求について	9
諮詢第188号 行政不服審査請求について	9
諮詢第179号 行政不服審査請求について	9
(2) その他	
次回日程について	28
6. 閉 会	28

開 会

○宇賀神計画課長 水産庁計画課長の宇賀神でございます。予定の時刻になりましたので、ただいまより第24回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

委員出欠状況報告

○宇賀神計画課長 本日の委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、委員定数7名中全員、7名の委員が御出席されておりまして、もちろん定足数を満たしておりますので、本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

水産庁漁港漁場整備部長挨拶

○宇賀神計画課長 議事に入ります前に、橋本水産庁漁港漁場整備部長からご挨拶を申し上げます。

○橋本漁港漁場整備部長 本日は水産政策審議会の第24回漁港漁場整備分科会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましては御多忙の中を御参加いただきまして、まことにありがとうございます。心より御礼を申し上げたいと存じます。

冒頭に、この場をおかりして、私どもの行っている業務の話を少しさせていただきたいと思います。現在は、年末を控えて来年度、23年度の予算案編成に向けて、いろいろ折衝をさせていただいているところでございます。内容を少し御紹介したいと存じます。

水産庁としては、来年度は約557億円に及ぶ資源管理、漁業所得補償対策を新たに創設するということをいたします。これは非常に重要な施策として位置付けております。このための財源確保の必要もございまして、予算要求におきましては、いろんな事業を大幅に組みかえることになりました。水産基盤整備予算についても、この中で約100億円を削減いたしまして、対前年度比12%減の要求となっております。残念ながら、そういう状況でありますけれども、限られた財源を有効に活用するために、めり張りのある要求をしたいと考えているところでございます。

これまで非常に重要であると考えております水産資源を確保するための水産環境の整備、あるいは漁港や市場の衛生管理の高度化といったことを引き続き重視すべきと考えております。また、漁港施設の老朽化や安全対策など、こういうものにも重点を置く必要があるだろうと考えております。反面、小規模な漁港への投資を抑制せざるを得ないということとなっております。これらをどのようにおさめていくのかということで、広く議論を行いながら検討を進めているという状況でございます。

また、話題に上っております環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の議論なども起っています。これからも、水産を取り巻くグローバル化等への対応が求められるだろうと考えております。我々、基盤整備といたしましても、しっかりととした対応に努めていきたいと考えているところでございます。

本日の議題でございますが、漁港施設の利用に係ります行政不服審査の請求について御議論いただきたいと考えております。遊漁船やプレジャーボートの増加に伴いまして、収容する施設の不足などもあって放置艇が全国的な課題になった折から、漁港内での漁業活動に支障がないように、そういうことを配慮しつつ、その他の船舶も利用ができるということを我々も一生懸命努力してきたわけでございますけれども、トラブルはなかなか解決しないという状況でございます。これらの問題を適切に処理するとともに、今後、施設が適切に利用が図られるように、漁港の管理者、ユーザーの皆様の理解が進むように努力をしていきたいと思っているところでございます。

委員各位によろしく御審議をいただくようお願ひいたします。簡単ではございますが、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宇賀神計画課長 どうもありがとうございます。

本日、橋本部長は所用がございまして、しばらくの間、退席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

出席者紹介

○宇賀神計画課長 続きまして、本日出席の委員の皆様について、こちらから御紹介をさせていただきます。御着席のままでお願いを申し上げます。

まず分科会長の中田委員でございます。

それから、座席の順で、右から森川委員でございます。

島山委員でございます。

櫻庭委員でございます。

櫻本委員でございます。

泉澤委員でございます。

井上委員でございます。

続きまして、本日出席しております水産庁側の出席者を御紹介申し上げます。

高吉整備課長でございます。

本田防災漁村課長でございます。

配付資料確認

○宇賀神計画課長 議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

最初に分科会会議次第がございます。

めくっていただきますと、資料一覧、分科会資料がございます。

続きまして、資料1といたしまして、漁港漁場整備分科会委員名簿がございます。

資料2といたしまして、「22水港第1763号」の漁港の区域の認可についての諮問文の写しがございます。資料2-1といたしまして、水産政策審議会第24回漁港漁場整備分科会諮問事項という表紙の資料がございます。続きまして、資料2-2、同じく諮問事項に関する参考資料がございます。

それから、資料3といたしまして、「22水港第295号」と番号を振っております行政不服審査請求について、諮問文の写しの資料がございます。資料3-1として、水産政策審議会第23回漁港漁場整備分科会諮問事項の資料がございます。こちらは厚目の資料でございます。

次に資料4、「22水港第1470号」と番号が打ってございます行政不服審査請求についてと題する諮問文の写しの資料がございます。資料4-1、水産政策審議会第24回漁港漁場整備分科会諮問事項の諮問文関係の資料がございます。

次に資料5、「22水港第1468号」、行政不服審査請求についての諮問文の写しの資料がございます。続きまして、その資料についての説明をした資料5-1、水産政策審議会第24回漁港漁場整備分科会諮問事項の資料がございます。

続きまして、資料6、「22水港第1563号」と打っております行政不服審査請求について

の諮問文の写しの資料でございます。最後に、資料6-1、水産政策審議会第24回漁港漁場整備分科会諮問事項の資料がございます。

以上でございますが、何か不足等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、中田分科会長にこれから進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 事

○中田分科会長 早速ですが、これから本日の議事に入りたいと思います。

本日は、漁港の指定の認可についての諮問1件、千葉県銚子漁港における新たな諮問が3件ございます。また、前回、諮問がございました島根県浜田漁港の案件とあわせまして、件数が非常に多くなっておりますので、効率よく進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

本日審議いたします諮問事項については、水産政策審議会令第5条第6項の規定によりまして、本漁港漁場整備分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、その点、よろしくお願ひします。

(1) 審 議 事 項

諮問第185号 漁港の区域の認可について

○中田分科会長 計画課長から諮問をいただくことにします。朗読をお願いいたします。

○宇賀神計画課長

22水港第1763号

平成22年11月29日

水産政策審議会会长

櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁港の区域の認可について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第8項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第185号 漁港の区域の認可について

(別添資料2-1及び2-2)

以上でございます。

○中田分科会長 ただいま諮問がございました漁港の区域の認可について、事務局から詳しく説明をお願いします。

○宇賀神計画課長 それでは、漁港の区域の変更についての諮問でございます。対象とする漁港については第1種漁港の下御糸漁港です。(以下、スライド画像により説明)

次、お願いします。

下御糸漁港の所在いたしますのは三重県の明和町です。人口2万3,000人ほどの町です。その場所でございますけれども、伊勢湾がありまして、伊勢湾の入り口に近いほうですね、三重県のほぼ中央部に明和町がございます。この明和町が管理する漁港として、下御糸漁港があります。

次、お願いします。

この下御糸漁港から半径10キロ以内の港湾と漁港を整理したものがこの表でございまして、漁港が5港、港湾に津松阪港という重要港湾が1港あります。

次、お願いします。

下御糸漁港の主な漁業の概要です。アサリを中心とする採貝、ブリの養殖といった漁業が営まれております。過去4年の漁獲量の平均でいきますと、585トン、金額で2億9,800万円、約3億円の金額が上がっております。

次、お願いします。

その漁業活動の様子です。上のほうは、9月からノリの種つけ作業が始まっていますが、その種つけ作業の様子です。下のほうは、アサリの資源増殖を図るために、海底に稚貝の定着を促進するための白いネットを張っているところの様子です。こういう漁業活動が行われております。

次、お願いします。

下御糸漁港には地区が2つございまして、そのうち下御糸地区というところであります。非常に手狭になって、この辺になると非常に浅くなっています。もともと下御糸地区の漁港の出発点ということあります。

次、お願いします。

先ほどのところが非常に狭くて浅くなってきたということで、平成の初めのときから新しい地区に漁港の建設を始めまして、本年で、このように大体でき上がったというところの新下御糸地区の写真です。

次、お願いいたします。

新しい地区に漁港をつくるに当たりましては、新しい時代に合わせて施設も充実しております。例えば浮桟橋で、伊勢湾入り口のところで干満差もありますので、どういう潮位であっても漁船が使えるようにこういう浮桟橋を設置するとか、漁港のところは吹きさらしになっておりますので、風が非常に強くて係留にも差し支えるということで防風柵を設置したり、港内に波が入ってきますので浮防波堤を設置して港内に入る波を防いだりと、旧港にはなかった新しい施設を導入しております。

次、お願いします。

そこで、先ほどの旧港と新港の関係です。もともとの下御糸漁港がここにあります、こんなふうに使っているわけですけれども、ここは非常に手狭でありまして、また水深が非常に浅いということで、もう少し広く取れるところとして、場所をこちらに移しまして、平成の初めから建設を進めてまいりました。ようやく、今年になりました、ほぼ完成したという状況になりました。旧港にある船は全部こちらの新港に移動するということで地元の漁業協同組合と了解が取れていて、新しい地区には新しい施設が充実しております、水深が浅いとか狭いといった問題が改善されております。

次、お願いします。

これは古い地区の漁港区域の状況です。赤い線が漁港の区域になっております。その両側は国土交通省河川局の所管する海岸保全区域となっております。

次、お願いします。

新旧の漁港区域です。もともとはここだけで出発したわけですけれども、その後、昭和の終わり、平成の初めに、新しい区域として、ここに設定をいたしまして、新漁港の建設を進めてまいりました。その外側は先ほどの国土交通省所管の海岸保全区域に指定されております。

こちらは下御糸地区、古いほうの地区の状況を改めて確認しますと、潮が引きますと、こういうふうに非常に浅くなって、水深30cmぐらいということで、数時間は漁船の出入りができないという状況になっているそうです。

次、お願いします。

こちらは反対側の右岸です。ここにある船は現在も係留していますが、こういう船は新しい地区に移転することが約束されております。

次、お願いします。

ここに旧漁港、下御糸漁港があります。これですね。その両側は国土交通省の海岸保全区域になっておりまして、こちらのほうでは、ここに漁港がありまして、川尻工区では根固め工が整備されている。離岸堤が整備されたり、堤防が整備されたり、堤防の根固め工も整備されてきております。

一方、こちら側ですね。ここ部分ですけれども、これについても北藤原工区といいますけれども、この堤防が整備されたり、砂浜が整備されたりしております。その後、こちら側に新しい漁港ができたというところでございます。

次、お願いします。

これは先ほど見ています。ここに旧の漁港がありまして、こちら側ですね、これは川尻工区の堤防の断面を映しておりまして、この堤防も補強がされております。その前に石が敷かれて、堤防の根っここのところが固められているということで、これを根固め工と呼んでおりますけれども、そういう工事が進んできたということあります。

次、お願いします。

一方、旧漁港のこちら側ですね。こちら側については、このような状況になっておりまして、堤防が整備され、その前に砂浜もできるという状況になってきております。

次、お願いします。

これにつきましては、これだけではわかりにくいんですが、伊勢湾については昔、伊勢湾台風があって大きな被害を受けたわけです。したがって、海岸整備は大変重要な問題になつてまいります。国土交通省では、こういうふうに伊勢湾の整備を進めているところであります。

そういうことなので、ここで振り返ってみると、こういうところは整備がされてきたわけですが、ここは漁港になっておりますので、ここだけ穴があいた状態になっているということで、この船も全部新しい地区に移動するということにしますと、ここに設定されている漁港区画を廃止しまして、一連の海岸保全区域として指定して、国土交通省でここが弱点にならないように海岸の整備を行っていくということです。

今回、お諮りしますのは、こういうふうにして、ここから漁業が出発しまして、今は新

しい漁港ができましたので、そちらのほうに全部船が動くということについて漁業協同組合と話ができます。したがって、今回、お諮りしますのは、旧港の漁港区域を廃止するということです。新しい場所で、漁業者も広くて前よりは深い漁港を使って、もう少し便利な漁業活動をやっていただくということで、旧港については漁港区域を廃止して、やがては海岸保全区域が設定されて、一連の海岸防護ができるようにしていくということで、今回は旧港の漁港区域を廃止することをお諮りするということでございます。

説明は以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

諮問第185号は、三重県明和町の下御糸漁港について、説明がありましたように、新下御糸地区の漁港の整備が完了したということで、旧下御糸地区の漁港としての指定を解除したいということでございます。何か質問あるいは御意見等ございましたら、お願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、問題ないと想いますので、諮問第185号については原案どおりということで承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長 どうもありがとうございました。それでは、そのように決定させていただきます。

この諮問第185号については、異議なく決定された場合を想定して答申文を用意させていただいているので、答申文を朗読させていただきたいと思います。御確認をお願いします。

答 申 書

22水審第19号

平成22年11月29日

農林水産大臣

鹿野 道彦 殿

水産政策審議会

会長 櫻本 和美

平成22年11月29日（月）に開催された水産政策審議会第24回漁港漁場整備分科会における審議の結果、諮問のあった下記の事項については、諮問のとおり実施すること

が適当であると認める。

記

諮問第185号 漁港の区域の認可について

(別添資料2-1及び2-2)

でございます。

よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○中田分科会長 それでは、答申をお渡しいたします。

[答申書手交]

諮問第186号 行政不服審査請求について

諮問第187号 行政不服審査請求について

諮問第188号 行政不服審査請求について

諮問第179号 行政不服審査請求について

○中田分科会長 続きまして、千葉県銚子漁港の関係で新たな諮問事項が3件ございまして、いずれも関連する内容でありますので、一括で審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○中田分科会長 最初に、この諮問を受けたいと思います。資料の諮問文第186号、187号、188号の写しをごらんいただきたいと存じます。計画課長から朗読をお願いします。

○宇賀神計画課長 お手元の資料4、5、6という1枚紙に写しがございますので、これについて朗読をさせていただきます。

まず資料4でございます。

22水港第1470号

平成22年11月29日

水産政策審議会会长 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

行政不服審査請求について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき、平成22年7月16日付けで審査請求人特定非営利活動法人銚子フィッシュシャリーナ法務担当理事Aからなされた行政不服審査請求について、同条第2項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問する。

記

千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県により提起された罰金請求
刑事告発処分に係る平成22年7月16日付けの行政不服審査請求

続きまして、資料5でございます。

22水港第1468号
平成22年11月29日

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

行政不服審査請求について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき、平成22年9月6日付けで審査請求人Aからなされた行政不服審査請求について、同条第2項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問する。

記

千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県が行った帆船の移動命令処分に係る平成22年9月6日付けの行政不服審査請求

次に資料6でございます。

22水港第1563号
平成22年11月29日

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

行政不服審査請求について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき、平成22年9月23日付けで審査請求人B（同代理人A）からなされた行政不服審査請求について、同条第2項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問する。

記

千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県が行った帆船の移動命令処分に係る平成22年9月23日付けの行政不服審査請求

以上でございます。

○中田分科会長 本日諮問がございました3件につきまして、事務局から説明を受けたいと存じます。

○宇賀神計画課長 審査請求の内容について説明をさせていただきます。今般の審査請求の内容は、配付しております審議会資料に添付しているとおりでございます。

まず資料4-1でございます。資料4-1の5ページに行政不服審査請求についてという表紙の資料がございます。これが表題でございまして、11ページ以降に審査請求書の写しがございまして、審査請求の内容がここに添付されております。11ページをごらんいただきますと、審査請求人は、Cさん、Aさん、Dさん、Bさんの4名となっております。内容は、罰金請求刑事告発処分に対する審査請求となっております。以上が資料4-1でございます。

次に、資料5-1をご覧いただきます。資料5-1の5ページに行政不服審査請求についてという表題の紙がございまして、具体的には資料5-1の11ページ以降、審査請求書の写しとなっております。これに対する千葉県の弁明書の写しが22ページからございます。この弁明書に対する反論書が73ページ以降に掲げております。73ページ以降に、Aさんによります反論書の写しが添付してございます。さらに、88ページ以降に千葉県からの再弁明書が添付されております。この件に関する審査請求人はAさんとなっております。内容については、千葉県の移動命令処分に対する審査請求となっております。以上が資料5-1の関係でございます。

次に、資料6-1、最後の資料でございます。同じく、これの5ページから行政不服審査請求についてということで、関連の資料があります。具体的には11ページ以降に審査請

求書の写しが添付してあります。また、この審査請求に対する千葉県の弁明書の写しが34ページ以降に添付してございます。そして、この弁明書に対する反論書が93ページから出しております。最終的には、この反論書に対する再弁明書を106ページに添付してございます。この点に関する審査請求人は B さんとなっております。内容は、先ほどと同様、移動命令処分に対する審査請求となっております。

説明は以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

関連する資料が配付されておりますので、それをご覧いただきたいと思いますが、水産政策審議会議事規則の第6条によりまして、不服審査に係る内容でありますことから、非公開での審議ができるとなっておりますので、これにつきましても非公開という形で行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、非公開で審議を進めさせていただきます。委員以外の方は、恐れ入りますが、退席をお願いします。事務局は同席をお願いしたいと思います。

〔非公開審議〕

○中田分科会長 これから公開での審議を再開いたします。

今回の審議の内容については事務局より資料も配付されておりますけれども、本日は公開による意見の聴取を行うために審査請求人にお越しいただいております。

この審査請求についての御意見をお聞かせ願いたいと思います。諮問案件が3件となっていますが、関連する問題ですので、続けて御意見を述べていただければと思います。この3件は、内容的には大きく分けて2件ということのようですが、審査請求人も同じですので、続けて意見を述べていただくという形にさせていただいてもよろしいですか。個別にやるほうがよろしいですか。

○ A 審査請求人 全部一遍に。

○中田分科会長 よろしいですか。

では、本日、案件が多くて時間の余裕が余りないので、できましたら、20分程度で最初に意見を述べていただいて、あとは質疑の中でいろいろお話を伺うというふうにさせていただきたいと思います。よろしいですか。

- A 審査請求人 結構でございます。
- 中田分科会長 最初に、お名前を確認させていただき、その上で意見をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。
- A 審査請求人 私、 A でございます。よろしくお願ひいたします。
- B 審査請求人 私は B です。
- 中田分科会長 お願いします。
- A 審査請求人 村木元厚生労働省局長の事件が世間を賑わしておりますけれども、それに同じどころか、それにもまさる恐ろしいことが我々に降りかかっているんです。本当に想像を絶するようなことなんです。

なぜかと申しますと、私どもは、この審議会でもって2年前に、3件行政指導を受けたときに、私どもの申し立てが正しいかどうかということを皆様に審議していただいたわけですね。そのときに皆様の御意見は、3件の行政指導は、確かに何も法的根拠がないと。ですから、我々としては、審議の対象とならないと。全くおっしゃるとおりでもって、我々は何も悪いことをしていない。ただ行政指導を受けただけであって、移動命令が出れば、改めて審議をしていただくことになるわけでございます。

その移動命令がやっと出たわけでございます。私どもは、その移動命令が不当であるということをこれから申し立てる所以ございますけれども、その前に、移動命令が出たのは今年の9月になってからでございます。移動命令が出る数カ月前の3月に、私ども4人、ここに書いております4人は、何と刑事告発をされて、警察に呼び出されて、指紋を取られて、写真を撮られて、拷問に近い取り調べを受けているんです。こういうことは考えられないんです。

なぜかといいますと、これは行政事件であって、行政事件を解決するのは行政訴訟法という法律がございます。昔は行政裁判所というのがあったのでございます。ですから、行政訴訟法でもって、行政訴訟法は第7条でもって、これは民法の例によるということで、民法でもって裁かれなければいけないわけです。

それから、私どもは、それとは別に、これと同じ審査請求の権利が漁港漁場整備法の第43条で認められているわけです。でございますので、我々が刑事告発をされる前にですね。

まず刑事告発ということは、行政法違反というのは、人を殺したり、何かを盗んだりするには、罪を犯したら、その場でもって罰せられなければいけない反社会的行為でございます。でも、行政罰という罰則は、罰するための罰則じゃなしに、我々が何かしなければ

いけないと義務づけられて、その義務を履行しない場合に、それに対して、その履行をするためにやるので、まず罰する理由がなければいけないわけです。我々の場合は、移動命令が出て移動しなかったら、初めて罰則を適用できるわけでございます。

しかし、その罰則を適用する前には、憲法でも決っておりますし、千葉県の行政法によっても明らかに、この資料の最後のほうにございますけれども、資料4の18ページをお開きください、この一番上でもって、憲法第31条「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と定めていると、罰金もこの刑罰の一つでございます。

そうしますと、どういう法律の手続があるかというと、不利益処分というのは千葉県の法律でございますけれども、そこには……。罰金も不利益処分でございます。その場合に、不利益処分についての処分基準を公表しなければいけないわけです。そして、処分される側の反論、これは聴聞、弁明の機会が保障されているわけでございます。

我々は、そんなことされる前に、いきなり警察に呼ばれて、「あんたは告訴された。だから、罰金を払わなければ起訴する」というふうにして脅かされたわけでございます。こういうことは、司法国家について、あり得ないことです。そこを皆様に、よく……。

それだけじゃなしに、この審査請求が出た後に、我々の一番年長である C 先生は、新聞でもって「書類送検された」と。大体どこの国でも書類送検されると、起訴率は60%ぐらいなんです。ところが、日本は異常に高くて99%、告発されて書類送検されると起訴になってしまふわけです。ですから、新聞でもって「書類送検された」と書きたてられて、銚子というのは狭い町でございますので、「おまえは何をやっているんだ」とさんざん言われて、千葉県の副検事に何度も何度も呼び出されて、本当に拷問と言えるような取り調べを受けて、遂に罰金を払ってしまい、ヨットを動かしてしまったわけです。こちらの B 様は、「私は絶対、それには屈しない」といって頑張って、この8月30日に起訴されました。今、裁判を待っているんです。

そうしましたら、その裁判の裁判官が千葉県の影響を受けるのか知りませんけれども、B 様は東京にお住まいの方で、「東京で裁判を受けたい」という非常にもつともな要求を出しましたら、それを何とかして食いとめようとして裁判官が、それを不法に阻止しようとして、抗告裁判所が最高裁判所にあるんですけども、抗告裁判所に対して虚偽の申告をして、 B 様の希望をとめようと。

確かに私どもは裁判官が千葉県に買収されているかどうかということは言えませんけれ

ども、皆さん考えていただきたいんですね。単なる罰金の何でもない事件なんですね。裁判官が自分の裁判官の生命まで張って東京に移送されるのをとめようとし、そういう虚偽の申告までしたかというはどうしてだろうという疑問が当然わいてくるわけです。

我々の一番問題になっているのは、我々の係留が許可されているか、しないかです。2つ目の大きな議題に少し移るわけでございますが、B様は、今からさかのぼること12年前にヨットを係留して、一度もとがめられていないわけです。そのときは、お友達のEという方が「ヴィクトリー」というヨットを留めていて、そのヨットを銚子マリーナに移すので、「B君、僕の後に来ないか」と言ってくださったわけですね。それでヨットを持ってきたわけです。

当時は漁業協同組合が委託管理をしていたわけです。E様のお父さまは委託管理をしていた漁業協同組合の役員ですね。たしか専務だと思いましたけれども、大変偉いお父さまがヴィクトリーの係留を認めていて、お父さまの認証を得て留めておいて、一度もとがめられていないわけです。

そうしましたら、漁港事務所は、後ろのほうにございます6-1に、非常におかしな反論書を出してきました。これは今見ていただかなくても結構でございますけれども、「我々は平成11年に行政指導をした。だから、一度もとがめられていないんじゃない」ということを立証するために、作文したのではないかと思う怪しい書類を出してきました。

ところが、おかしいんですよ。なぜかと申しますと、御存じのように、千葉県は32億円という史上まれに見る大きな横領罪を犯したところなんです。同じ千葉県が5年間しか調べられてないわけですね。その5年前の取り調べに対しては、書類は5年で破棄するから、一切残っていないといって審査を免れているわけです、5年前にさかのぼったやつは。

ところが、急に10年以上前の書類が出てきたわけですね。当然、私はおかしいなと思って、その書類をしげしげと見ていたら、いろんなおかしいことが出てきたわけです。だけど、私は、これについて、これが偽造されているか、いないという結論は出ません。それだけの確固とした証拠がないんです。

ところが、それはB様の件についてなんでございますけど、今度、私に対する答弁の中に、この前の審議会のときに、懐かしいお顔が見えますので覚えていらっしゃるかもしれませんけれども、37年かけて世界一周して帰ってきて、銚子漁港に温かく迎えられて、「いつまでもいてくださいよ」と言ったのを私は真に受けて、いつまでいてもいいと私は信じ切っていたわけですね。

そのうちに、「ただ、そうしていたんじや申しわけない。温かくしてくださった銚子の皆様に何か恩返しをしたい」というときに、私の係留している隣に公園ができると。私のヨットは有名なヨットで、きょう今でもみんな参観したいという人が来るんですよ。そうしたら、私の係留しているところ、今はやりの農林水産省が奨励している小さなフィッシャリーナをつくって、そのヨットを一つの公園の目玉として、楽しいヨットハーバーがあるフィッシャリーナをつくったらという提案を銚子の市長にいたしましたら、銚子の市長は「これはすばらしいアイデアだ」と。

御自分も5年間、スペインのバルセロナに行かれて、バルセロナのオリンピックのときのまちづくりの中心にヨットハーバーを置いたというのをよく御存じなので、そして、銚子もそれができるといって奨励して、私どもはみんなでもって団結して、■■■■■
■■■■■のNPO法人を立ち上げた。これについても千葉県は妨害したんです。

でも、その妨害を何とかかわして、■■■■■をつくって、それに対して係留許可に対しても一応審査請求をして、今年の8月でございましたか、それは審査されるのでございましたけれども、いろいろな事情があつて一応取り下げてあります。もし何でもなかつたら、こういう大事件が起こらなければ、それが審査請求の皆様のところに来ているはずなんです。

そうしましたら、千葉県は、私の争点については一度も許可をした、しないが問題になつてなかつたのでございます。ですから、私は、この審査請求をするときに、帰ってきてすぐ許可申請をしたよということを言うつもりでもって、これは資料5-1の12ページでございます。「審査請求人は平成19年5月8日に処分庁の出先機関である銚子漁港事務所にヨット「F」の係留許可を申請、ヨットの上で生活する事を条件として許可を受けた」と、許可が出ているか、出でないかということは、一度もそれまで争点となつてなかつたんです。

私は物書きでございますので、そういう場合は、帰ってきて、すぐ申請したよということを書くので、こういう書き方をして、うそでも何でもないわけです。もしそれが問題になついたら、8日に帰ってきて、9日に入国が許可されて、11日に行きましたと書きますよね。でも、そういう必要性を私は認めなかつたので、こう簡単に書いたわけです。

そうしましたら、千葉県は何と言つたと思いますか。「これは間違つてゐる」と。書いてあるのは、それに対する弁明書でございますけれども、時間がないので、後でもって何ページかあれいたしますけれども、それは間違つてゐると。単に私が漂着したので、我々

は「そこは係留禁止区ではあるけど、人道上の見地から暫時、口頭でもって係留を認めた」という答弁をしたわけですね。その答弁に対して、それを裏づけるために……。ですから、この書類をご覧ください。そのページをきちんとあれしたほうがよろしいですね。ちょっとお待ちください。

○香取計画課長補佐 23ページに弁明書があります。

○ A 審査請求人 御指摘のとおり、23ページでございます。その（6）でございます。

「正しくは、「平成19年5月8日」は審査請求人が銚子漁港に本件ヨットでたどり着いた日であり、審査請求人らが銚子漁港事務所に訪れたのはその翌日である同月9日である。

その日の顛末は別紙（添付資料9）のとおりで、係留許可の申請等の事実は無く、千葉県が停泊を認めたのは漁船以外の船舶の係留を禁止する区域であったが、荒天による緊急避難であるとして人道的立場から暫時の係留を口頭で認めたというものである」と。

これは非常に聞こえがよくて、いかにも許可はしていないと、ただ係留を口頭で認めたと言っているわけですね。それを証明するために、その日の末尾は別紙（添付資料9）のとおりであるといって、その資料9は52ページでございますね。この資料9というのは非常に大切な本件に対する心臓的なことでございますので、皆様、目を……。

ご覧のとおり、千葉県の申し立てとおりのことをいかにも書いてあります。ここに書いてあることは全部うそなんです。でも、それは言った、言わないでもって終わってしまうかもしれないけれども、こういう書類をパソコンでつくったら、DNAが残ってしまうわけです。これは絶対に消せないわけです。だれかを強姦して、おれは強姦していないと言っても、DNAが残るわけです。パソコンで書類をつくったら、そのつくった日がわかるわけです。

平成19年5月9日というのは、私はまだ入国を認められてなかった。私は、その前日の夜遅く、9時半に岸壁を通過していて、それこそ9日に入って、その晩、私は非常に疲れていたということでもって、海上保安庁は「あした手続をするから、今晚はヨットから上陸してはいけない」といって、翌日の朝8時半から入国手続が始まったんです。

まず検疫がありました。その後、私のヨットの帆が破損されていたので、非常に厳しい海上保安庁からの取り調べがありまして、その後、12時過ぎてから税関が始まったんです。税関も一応全部船を調べるわけでございます。その後に入国管理官から入国管理の取り調べを受けなければいけないわけです。

ところが、入国管理は、鹿島といって、普通、車で行きますと50分の距離にあるんです。

本当は入国管理官が出張してくださることになっていたんですけど、どうしても来られないということで、Gという税官吏が入国管理の代行をしてくださったのでございますけれども、滅多にないことなので、判こがないと。ですから、私の旅券を持って、メッセンジャーを立てて、そのメッセンジャーが鹿島まで行って、帰ってくるまで上陸してはいけませんということになって、それが2時から3時のことです。

そうしたら、NHK、TBS、ほかにも新聞社が来てまして、「どうしても取材させてほしい。今晚の放送に間に合わせたいから」ということで、特にNHKから強い要求がありまして、税官吏は「それでは、ヨットのすぐ前のところだけ仮上陸をしていい。そのかわり、離れちゃいけませんよ」といって、私は横目で見ていましたけれども、税官吏はずうっと向こうのほうに立って見ているわけですね。私は、そこでもって取材を受けていたわけです。

そのときの様子が本当に秒刻みでもって、写真でもって全部残っているんです。この写真は9日の16時51分で、私が37年ぶりに会う弟を取材するために、この人がこっちから向ってきて、今回は数を少なくしたのでございますけれども、こういう写真が何台もカメラでもってバッタリ時間入りで入っているんです。きのう見てきて、全部調べました。

結局、Hという人が私の旅券を持って帰ってきたのは17時13分だったんです。その後、我々は、37年会っていない弟と義理の妹ともう一人の弟が17時18分、5時18分に記念撮影をしました。そうしましたら、NHKから「私の取材が6時からテレビに出るから見てください」と言ってきたので、すぐそばにある食堂に行って、これがその食堂でもって撮った写真でございますけれども、画面に私が出ておりまして、画面に時間が出てるわけです。この写真を撮ったカメラの記録では18時15分、テレビの画面では6時19分。これは数枚だけなんですね。こういう写真が、その後もあるわけです。

私は、こんな格好して漁港事務所なんかに行かないですよ。上陸したばかりなんですね。お役所が閉まるまで、私は実際に上陸の許可を得てなかったわけです。だから、この書類は完全な偽造なんです。

私は、私を逮捕すると言って脅かしたIという銚子警察の警部に言ったわけです。こういう証拠があつて、これをもっともらしく、しかもちゃんと判こを押してつくったわけです。ですから、「すぐ漁港事務所に行って、パソコンを押収してください。それで取り調べてください」と。そうしたら、パソコンはうそを言わないから、この書類をつくったのは、私の推察では今年の10月15日頃だと思うんです。なぜかというと、もう一つ同じよ

うな書類があるわけです。これは正しいんです。これは B 様があつたてん末記なんです。

この書類を 2 つ合わせて見ますと、これは何ページになりますか、6 なんですけど、後で皆様に比べていただきたいのでございますけど、今は時間がございませんので、簡単に言います。ここに「J」という判こが 2 つございます。

6-1 の 87 ページの書類を見ていただきますと、「J」と書いてあって、「J」という銚子漁港事務所の職員が判こをついて、「発」という字を書いてあります。ほぼ 3 年前につくられたというこの書類が「J」と書いてあって、「発」という字がほとんど同じなんです。人間というのは、3 年も時間がたてば、こうも同じにいかない。この書類は一緒にできた。でも、僕は一緒にできたということは断言できません。断言しなくてもいいわけです。

なぜかと言えば、警察が我々の味方をしてくれて公平であれば、何も我々の味方をしてくれる必要は何もない、公平であれば、すぐ行って、パソコンを見て、「おい、パソコン見せろ」といってパソコンを見たら、この書類の書いた日付がバッタリ出てくるわけです。だから、西田という検事がフロッピーディスクを改ざんして、自分の書いたシナリオに合わせて村木局長を罪に陥れようとしたのと全く同じことをやっているわけです。

だから、私は皆様に、今日結論を出していただくと言いません。しかし、せめて、どうなっているかということを聞いていただきたいんですよ。おまえたちは一体何をやっているんだということを聞いていただきたいんです。

私も B さんも交通切符一枚もらったことない。C 先生でもそうですよ。交通切符一枚もらっていない潔癖な、それが刑事犯として裁判を待っているんですよ。皆様、お子さんいらっしゃいますでしょう、お孫さんいらっしゃいますでしょう。その人たちを、そんな社会に送り出したくないと思うんです。恐ろしいことじゃないですか。

僕が漁港に図々しくいたのかもしれないです。そういうふうに映ったかもしれないです。僕も人間ですから、こういう性質ですから、図々しく見たのかもしれない。でも、それを追い出してやろうということで、ここまでするわけですよ。そして、ちゃんと移動命令を出しているわけです。だけど、移動命令を出すにはいろいろ手續が要るわけです。その前に、我々を刑事告発した。刑事告発なんてしていないんですよ。恐らく警察に「ちょっと脅かしてやれ」と言ったんだと思います。

なぜかというと、私が取り調べを受けたときに、「告発されたんだったら、告発状を見せてほしい」と検事に言ったら、「それはできません」と、「なぜですか」と言ったら、

「それはできない」と。「告発状なんてないんでしょう」と言ったら、恥ずかしそうに、あるんですか、張本人があそこにいますよ。告発状なんてないんですよ。だれか偉い人が「警察を使って脅かしてやれ」といって、C先生は本当に拷問に遭っているんですよ。お年寄りの本当におとなしい先生が廃人みたいになった。それで罰金を払わされたんですよ。これは絶対に許されないことじゃないですか。我々は第43条で保障されているんですよ。まずBさんの審査をして、その命令が正しいかどうか。

それだけじゃないんですよ。罰金の第46条というのは、C先生が来られた平成4年にも、こちらのB様が来られた平成11年にもなかった法律なんです。そのときは、していいかわかんない、さっき許可があったか、それは別に置いておいて、そこに居座ってとまつたら、それを罰する権限がまだ与えられていなかったんです。

そして、新しい権限、要するに漁港漁場整備法第39条の2ですね、そういう監督処分で罰金がかかるようにするときは、どこの立法する機関でも、これは憲法に反していないかどうか十分確かめる義務があるわけです。それでないと、憲法違反でもって、その法律がだめになってしまします。そして、この法律にも罰則の適用に関する経過措置第8条、この法律の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると、はっきり書いてある。これは法律なんです。なお従前の例にするというのは、前の法律のとおりにするという専門用語なんです。ですから、この法律には適用しないわけです。そうすると、千葉県は「よし、わかった」と。

この法律は平成13年に布告されたんです。これは平成13年に改正があって変わっているんですが、実際に布告されたのは平成14年になると思うんです。それでも、千葉県の有名な告示185号が平成19年3月2日にするまでは、この法律は適用しなかったわけです。ですから、処分庁が言うとおりに、4月1日までは罪にならなかったわけです。

そうすると、処分庁は4月1日までは勘弁してやろうと、そのかわり、その後は有罪だと。しかし、この法律の漁港指定に関する経過措置ということで、それも免除しているわけですね。難しい法律の議論になりますので、今は申し上げませんけれども、私はそれをかんで碎いてあれするように、そこに書いてございますので、後でお読みいただきたいのでございます。私の言葉を信じていただいて、憲法に沿って……。憲法は、そのときに詰めてなかった。遡及罰則禁止というのは憲法の大原則なんでございます。

ところで、遡及罰則禁止というのは、日本になかった考え方なんです。これは憲法の第39条の前段にまつられている条でございます。要するに、そこで何かをしている人に対し

ては、新たに罰則をつくって罰することはできないんです。そういう法律がちゃんとあるわけです。これは憲法なんです。

○中田分科会長 大分時間が経過しておりますので、そろそろ……。

○ A 審査請求人 それから、まだ不思議なことがいっぱい起こっているのでございます。

C 先生は、略式裁判という形でもって、10万円を振り込めと言われて、銀行指定を受けたわけです。私は裁判所に電話した。C 先生は本当に口もきけなくなってしまって、一体罰金は幾ら払ったのかわからなくて聞きたかったんです。それで裁判所へ電話したら、「そんな記録はありません」というんですよ。あれと同じですよ、厚生労働省と同じですよ。年金払った記録はありませんというので、罰金払ったのは間違いないわけです。後でもって C 先生が回復されてから、一杯飲みながら、「先生、幾ら払ったんですか」「10万円払った」「先生、どうやって払いました」「指定された銀行振込にした」とおっしゃった。だから、僕は C 先生を疑うつもりは全然ないです。しかし、八日市場の簡易裁判所には、そういう記録が全然ないわけです。その10万円は一体どこへ行っちゃったのか。こういうことが起こっているのでございます。

今回の移動命令は、その根本となるのはヨットを放置したか、しないかと。私の場合は、そのヨットに過去3年近く住んでいます。毎日、そこで寝泊まりしているんですよ。パトロールという記録がここにたくさん出ておりますけれども、パトロールされて、船の周りを潜ってまで調べているんですね、どうしてだかわからない。私は刑務所にいるわけじゃないんです。ヨットの上で生活するということを条件として私は許されているので、その条件をずっと守っている。

たまたま今年の3月に、私の内縁の妻が [REDACTED] でもって手術を受けるので、面倒を見てほしいということを言ってきて、それで私、 [REDACTED] へ行きました。その手術が壊血病につながって大病になってしまった。本当は足の反拇指手術で、女性の方は御存じですけど、簡単な1日で済む手術なんですけれども、それが4日も5日も再入院するという。要するに、ばい菌が入っちゃって壊血病だったわけです。それから、私もたまたま腰が曲がらなくなっていたのでございます。その検査をしているうちに白血病の疑いがあるという物質が私の血液の中に出てきて、それが出ると、がんであるということを前提としなければいかんと。そういうことでもって、私も検査のために滞在が長くなつたわけですね。

でも、家に住んでいたら旅行もしますでしょうし、そういう病気もありますから、入院はしませんでしたけれども、ずっと病院に通った記録が処分庁から出してきているわけ

です。あそこにいらっしゃる K は、ここに書いてございますけれども、私が千葉県に行ったとき、「あんたは今ここに来ていますね」「はい、そうです」「そうしたら、ヨットを放置したではありませんか」というわけです。そういう放置という解釈をして、15分でも船を離れたら放置であるといって、私どもを追い出そうとしているわけです。だから、それはお話にならないわけです。そして、自分たちの申し立てを……。

でも、ただ放置しただけでは罪にならないわけですね。みだりに放置しなければいかんわけです。両方、みだりに放置した。そうすると、みだりには何であるかと。処分庁は、そこにございますけれども、漁港漁場何とかというのを出してきて、正当な理由なしに放置したということですね。

その正当な理由は何を言いたいかといったら、その許可を受けていないと。そして、許可を受けていないということを実証するために……。少なくとも、この書類については100%明らかに偽造している。これは偽造公文書作成罪。これは刑法の第154条。そして、それを証拠として、この書類の一部として提出しているので、偽造公文書行使罪、これは刑法第156条の罪なんです。これは10年の懲役ですよ。最高10年の懲役。殺人罪の次ぐらいに重い罪なんですね。そういうのをやっているわけです。

これについては間違いないことを断言でき、完全なアリバイがあるわけです。それは人間のアリバイじゃなしに、こういうふうに何十枚という写真の中に焼き込まれた日付と時間でもって立証され、これをつくったパソコンを見れば一発でわかる。そういう偽造をしているんです。皆様は、それに頼ってこの移動命令が正しい移動命令であるということになってしまったら、日本は終わりだと思います。

つけ加えて申しますと、C 先生はもうヨットを動かしてしまって、私もヨットは手放したくないんですけども、私は移動命令を受けたので、ヨットを二束三文でもいいですから売ることにしました。これは私の一存でできなかつたわけです。なぜかというと、私はヨットを借りているわけですから。

でも、実質的なオーナーである私の弟と、弟が代表している私に出資してくださった方の許可が出ましたので、「移動命令が出たから、どうしたらよろしいですか」と言ったら、「兄さん、あなたは違反してないんだな」と言うから、「違反していない」、「ちゃんと不服出してよ」と言ったら、初めは「不服、ちゃんとして、審議が終わるまで待つたらいいじゃないか」という。

ところが、インベスターにそれを話をしたら、「もういい。売ってもいい」というこ

とで、そして、売っても借りているお金、全部でもって3,200万円で買ったヨットで、その半分を私が出して、その半分強を、本人の希望でもって名前は言えないんですけども、そのインベスターが出した1,250万円というのは、とてもとても回収できませんけれども、それでも私は売るつもりです。ですから、私は法律には従う。しかし、処分庁である千葉県も法律を守って、こういうことが起こったら、それは指摘していただいて、それなりの責任を取っていただきたいわけです。

念のために申しますと、私は、さっきも電話がかかってきたんですけど、八日市場の検察庁から「取り調べに来い。取り調べるから出てこい。来なきや逮捕する。」と言われているわけです。しに、これを指摘した告訴状を出してあります。そして、明日と明後日に行って、果たして、その告訴状を取り上げてくれるかどうかわからないですね。でも、こんなことが起こっていいんですか、皆さん。こんなことが起こっていいんですか。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま審査請求人から意見を述べていただきました。委員の皆さんから何かお聞きになりたいことがございましたら、お願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

関連して前にも不服請求を出しておられて、そのときは D さん所有のボートだというお話だったのが、実際は B さんの所有のものだったというお話、そういうふうに聞いたんですけれども。

○ A 審査請求人 共同所有者です。

○中田分科会長 そういうことなんですね。そういう事情があったということですね。わかりました。

もう一つ。資料5-1で A さんの反論書を拝見しているんですけども、 A さんのボート「F」が漁港に入ってきた経緯については、いろいろお話になったようなことで、千葉県と見解が違うところがあるようです。反論書でも、ヨットの帆が破損しているという状態で港に入ってこられて、海上保安庁とのやり取りを拝見していると、状態がよければ、すぐにでも横浜に出ていくんだという考え方を持っておられたように書いてあるわけですね。破損した帆の修理等の問題もあって、すぐ対応できないという状況だったということはわかるんですけども、そこら辺が修理その他できれば、本来のところに出ていく予定だったものが、ずっと残っておられるというあたりの事情をお伺いしたい。

○ A 審査請求人 これはぜひとも述べさせていただきます。

漁港漁場整備法の第39条第1項は、だれでも目的を問われずに係留許可を申請できるわ

けです。それは漁船とかそういう区別はないわけですね。そういう許可申請を受けたら、第39条第2項でもって許可をしなければいけないと義務づけられて、これは自由裁量ではないわけです。これは法規裁量でもって、千葉県はこれに従わなければいけないわけです。その例外は3つあります。皆様にそれを一々申し上げる必要はないけれども、我々、それに適応しないわけです。それに加えて、第39条第4項では、政府の機関が第1項の許可を要する行為をしようとするときは、事前に管理者と協議することによって足りると書いてある。海上保安庁は政府の機関なんです。

ここに書いてあるのはうそっぱちでもって、私は八丈島沖でもって、2枚ある帆の1枚の帆がズタズタに切れてしまって、これは使い物になりませんでした。しかし、前の帆も切れていたんですけども、約3分の1は使えたわけです。それから53時間、2日半、ちゃんと航海して、漂流したのでも何でもないです、自力で入ってきた。

ただ、入ってきたときに、一人なもので、もやいをとれないので、「もやいをとってください」と頼んだおじさんが「おれはそんなことできない」と言うので、「だれか呼んでください」と。そうしたら、消防署を呼んでしまったわけです。消防車が3台出動して大騒ぎになって、海上保安庁の職員が15人ぐらい出てきた。全員出てきたんです。そばに海上保安庁の巡視艇が停泊していたので、そこから全員出てきたわけです。そして、その日はなくて翌日に、帆の検査があつて調べた。

私としては、横浜まで行けば30人ものプレスが待っているわけです。ヘリコプターも待っていて、迎える船も待っていた。何としても行きたかったわけです。3年近くもかかってやってきて、あと一息なわけです。だから、「何とかして行きたい」と言ったけど、「ダメだ」と。「じゃ、どうしたらいいんだ」と言ったら、「銚子マリーナに行きなさい」と。しかし、自分では……。

私は、2万7,000海里ですよ、世界一周半、きちんと一人でもって何の事故もなしにやってきたのに、わずか5海里先のヨットハーバーにも自分で行っちゃいかんと。そして、わかったということで、海上保安庁はマリーナから職員を呼んで、伴走する船は幾らかかると言ったら、5万円、1泊幾ら、9,000円。この前申し上げたように、「とてもとても私にはそんなお金ありません」と言ったら、海上保安庁は「わかった。ちゃんと漁港事務所と話をつけるから」ということでもって私は、そこにいてもいいということになった。

ですから、私の場合は、海上保安庁が協議すれば、それでもって、そこにいる権利が発生するわけなんです。ですから、行く必要ないわけです。私が出たいというのに、出ちゃ

いけないというわけです。私の船が日本船だったら別ですけれども、これは外国船なわけですよ。出ちゃいけないというのは海上保安庁の持分です。だけど、私の船のオーナーに対して、船を直せという命令する権限なんて何もないわけです。私も非常にはつきり言って腹が立ったわけです。

私も法律に詳しいので、法律を見たら、これは出る必要ないんだというのがわかったわけです。だけど、銚子の方が温かく迎えて、いつまでいてもいいというから、私は本当にそれを真に受けちゃったわけです。それで、さっきも申しましたとおり、

■■■まで起こして、市のために尽くしたいと一生懸命やっているわけです。だから、居座ったわけでも何でもないわけです。

だけど、帆の修理をするのには約300万円もかかるんですよ。ヨットというのは高いんですよ。私は1,250万円も借りているんですから、300万円なんてお金……。でも、私が本を書けば、300万円なんて、はした金になるわけですよ。その本があと一息のところまで書いた。だから、銚子漁港事務所とはけんかせずに、頭を低くして、「本を書いているんですから、堪忍してください。もうちょっと待ってください」と言ったら、「出版社へ行って、金借りて来い」と頭から怒鳴りつけられて、僕はたまらなくなって、「そうしたら書面でもって出してください。あなたには、いていい、いないと言えても、私を罵倒したり、怒鳴りつける権限はないですよ」と言ったのが始まりなんです。

だから、私にも反省するところたくさんございます。もっともっと我慢して下手に出るべきだったかもしれない。そうすれば、堪忍してもらえて、私の本が書けて、本が売れて、そうしたら、銚子マリーナでもどこでも行けますよ。私にはそういう能力があるわけなんですよ。

だけど、私も生身の人間ですから、あれだけ言われて、しかも女性の課長にあれだけ怒鳴られたら、つい我慢できなくなって、「それだけおっしゃるんだったら、書面でやってください」と言ったのが159号の1回目の移動勧告だったわけです。

その後、2通出て、皆様が、私の思ったとおり、これは法的に何の効力もないと。私は、法律を守ろうというのは、移動命令が出たので私は本当に動かします。だけど、刑事告発はしないでくださいと言いたいんです。だって、悪いことしているんじゃないですよ。

Bさんの場合なんかだって全く同じですよ。そんな罪じやなかつたんですから。Bさんの場合は、留めたのは平成11年でもって、それから一度も港から出てないわけです。だから、その行為が続いているわけです。それがどこかで終わらなければいかんわけです。

どこかで終わるというのは、移動命令が出たときに終わるわけです。そうして、皆さんに移動命令が正しいかどうか判断していただいて、正しくなかったら B さんは喜んで出るでしょう。私ももちろん出ます。

だけど、それまでは、B 様の場合、C 先生の場合は罪じやないわけです。移動命令を出す前に刑事告発したというのは千葉県の一番大きなチョンボだと思います。間違いだと思います。

それでよろしいでしょうか。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

そのほか委員の皆さんから質問等ございませんか。

櫻本委員。

○櫻本委員 資料 6-1 の87ページの処理てん末票と、資料 5-1 の処理てん末票は、どこかの部分が同じだとおっしゃったんですが、どこが同じなんですか。

○ A 審査請求人 「J」と書いてありますね。それで「発」という字が書いてございますね。

○櫻本委員 どこですか。

○ A 審査請求人 これは87ページでございます。この右上のほうです。それと、3年前にできたはずの添付資料 9 でございます。

○櫻本委員 「発」というところが同だということですか。

○ A 審査請求人 判この位置と「発」という字が非常に似ていて、同じ日に書くと、こういうことになるということを私は言いたかったわけです。

ですから、私が申し上げたいのは、そういうことで不審な点がいっぱいあると。もちろん不審に決まっているわけです。だって、私は行っていないんですから。少なくとも 5 時 13 分まで、私はこの船から離れられなかったわけです。だから、私が皆さんにお願いしているのは、私がそうだということを信じてくれと言っているんじゃなしに、パソコンの記録を見るように指示していただきたい。もちろん事務局には正式に鑑定願いを出してあります。ありますね。鑑定願いを出してあります。だから、本当にこれが偽造なのかどうかというのを、私の言葉で取られなくたって、パソコンを見たら一発でわかるわけです。

○中田分科会長 櫻本委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

櫻庭委員。

○櫻庭委員 先ほど、お話の中で公文書偽造だというふうに断定に近いようなお話をしていたんだけども、そちらのほうの訴えもしているんですか。

○ A 審査請求人 私を取り調べた銚子警察の警部に口頭でもって告発しました。そうしたら、そんなのは受けられないと。今度、書面にして L に出しました。出して、ちょうど1週間になります。告訴状です。

○中田分科会長 よろしいですか。

ほかにないようでしたら、これで審査請求人からの意見の聴取は終了したいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

[審査請求人退室]

○中田分科会長 御意見をお聞きしましたので、これから、この件の審議と、前回諮問がありました島根県浜田漁港の案件についても、あわせて審議を進めたいと思います。いずれも不服審査に係る内容でございますので、水産政策審議会議事規則の第6条によりまして、非公開での審議ができるということでございます。これ以降は非公開での審議を行うことにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○中田分科会長 それでは、委員以外の方は、恐れ入りますが、退席してください。事務局は同席をお願いします。

[非公開審議]

○中田分科会長 本日諮問がございました諮問第186号の罰金請求刑事告発処分に対する審査請求について、審査請求人から意見を聴取して審議を行いました。答申につきましては、次回の審議会で答申案を最終的に見ていただいて、決定をしたいと考えています。

それに続きまして、諮問第187号、第188号の船舶の移動命令処分に対する審査請求について審議を行いました。審査請求人からの意見聴取を行いまして審議を行ったわけですが、これについても、次回の審議会で答申案について最終的な審議をお願いして、取りまとめたいと考えています。

最後に島根県の浜田漁港の関係で、前回の審議会で諮問がありました諮問第179号について、引き続いてその内容を審議いたしました。これについても、答申の内容について、

本日の審議を踏まえて次回までにその案を作成するということで、次回、最終的な審議と答申案の取りまとめを行うという予定でいます。

以上ですけれども、これまでのところで委員の皆さんから何か御意見等ございますでしょうか。

そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、以上で、本日、当分科会に付託されました諮問案件については終了いたします。

(2) そ の 他

次回日程について

○中田分科会長 次回の日程について事務局から提案がございます。

○宇賀神計画課長 次回の漁港漁場整備分科会の日程でございます。次回は、本日諮問い合わせました点と島根県の浜田漁港の件に関して答申を確認していただくということを中心として、時期としては1月の中下旬頃にお願いしたいと考えております。具体的な日程案については、後日、改めて各委員の皆様方にお諮りをさせていただきまして決定をしていくことにしたいと考えております。

○中田分科会長 年度内にもう一回ということで、余り間をあけないで1月中下旬あたりに次回を予定したいということでございます。また、事務局のほうで日程調整をしていただきますので、よろしくお願ひします。

予定より少し時間を超過してしまい申しわけありませんでしたが、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、どうもありがとうございました。次回についても可能な限り御出席をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で第24回漁港漁場整備分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会